



# 島根県報

平成18年 1月10日 (火)  
第 1,741 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

島根県単位価格表示実施要綱の廃止	(環境生活総務課)	1
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地域福祉課)	1
生活保護法の規定による介護機関の指定	( " )	1
身体障害者福祉法の規定に基づく指定身体障害者更生施設等の指定の辞退	(障害者福祉課)	2
道路の供用開始	(道路維持課)	2
海岸保全区域の指定	(河川課)	2
平成16年度島根県歳入歳出決算	(審査課)	6

### 公 告

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(水産課)	20
----------------------------	-------	----

## 告 示

### 島根県告示第16号

島根県単位価格表示実施要綱(昭和53年島根県告示第186号)は廃止し、平成18年1月10日から施行する。  
平成18年1月10日

島根県知事 澄田信義

### 島根県告示第17号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。  
平成18年1月10日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
しまね薬局 渡橋店	出雲市渡橋町1104番地	平成17年11月1日

### 島根県告示第18号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。  
平成18年1月10日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
株式会社 アゼーリ	浜田市三隅町西河内1084番地47	認知症対応型共同生活介護	グループホーム もやいの家・ひきみ	益田市匹見町匹見イ50-1	平成17年12月16日
大興機械商事株式会社	松江市北田町63-4	福祉用具貸与	大興機械商事株式会社	松江市北田町63-4	平成17年12月1日

島根県告示第19号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の29の規定に基づき、次のとおり指定身体障害者更生施設等の指定の辞退の届出があったので、同法第17条の31第2号の規定に基づき告示する。

平成18年1月10日

島根県知事 澄 田 信 義

経営主体の名称	指定した施設種別	施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	辞 退 年月日
島根県	入所授産	島根県立身体障害者授産センター	松江市打出町43	平成18年3月31日
島根県	入所授産（通所）	島根県立身体障害者授産センター	松江市打出町43	平成18年3月31日

島根県告示第20号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年1月10日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備 考
県 道	安来木次線	雲南市木次町木次43番地先から同25番8地先まで	メートル 64.00	平成18年1月31日	木次土木建築事務所	
”	”	雲南市木次町木次1番34地先から同30番2地先まで	153.00	”		

島根県告示第21号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定したので、同条第4項の規定により告示する。



	座標 Y	89554.125
基点18	座標 X	- 48798.080
	座標 Y	89563.020
基点19	座標 X	- 48792.290
	座標 Y	89573.115
基点20	座標 X	- 48787.505
	座標 Y	89581.830
基点21	座標 X	- 48781.300
	座標 Y	89589.585
基点22	座標 X	- 48776.455
	座標 Y	89597.510
基点23	座標 X	- 48770.820
	座標 Y	89607.200
基点24	座標 X	- 48766.340
	座標 Y	89615.950
基点25	座標 X	- 48758.905
	座標 Y	89627.940
基点26	座標 X	- 48754.570
	座標 Y	89635.090
基点27	座標 X	- 48748.050
	座標 Y	89640.780
基点28	座標 X	- 48744.390
	座標 Y	89647.730
基点29	座標 X	- 48744.910
	座標 Y	89648.175
基点30	座標 X	- 48734.500
	座標 Y	89662.200
基点31	座標 X	- 48732.255
	座標 Y	89661.025
基点32	座標 X	- 48725.135
	座標 Y	89670.745
基点33	座標 X	- 48720.945
	座標 Y	89676.740
基点34	座標 X	- 48710.305
	座標 Y	89692.530
基点35	座標 X	- 48698.605
	座標 Y	89709.690
基点36	座標 X	- 48703.515
	座標 Y	89712.905
基点37	座標 X	- 48702.305
	座標 Y	89714.790
基点38	座標 X	- 48701.545

	座標 Y	89716.505
基点39	座標 X	- 48698.970
	座標 Y	89722.055
基点40	座標 X	- 48698.510
	座標 Y	89723.540
基点41	座標 X	- 48693.045
	座標 Y	89723.460
基点42	座標 X	- 48691.080
	座標 Y	89724.380
基点43	座標 X	- 48686.155
	座標 Y	89714.465
基点44	座標 X	- 48685.310
	座標 Y	89712.989
基点45	座標 X	- 48683.824
	座標 Y	89713.510
基点46	座標 X	- 48662.748
	座標 Y	89725.837
基点47	座標 X	- 48633.675
	座標 Y	89742.841
基点48	座標 X	- 48628.958
	座標 Y	89745.313
基点49	座標 X	- 48624.553
	座標 Y	89747.559
基点50	座標 X	- 48619.465
	座標 Y	89751.495
基点51	座標 X	- 48605.045
	座標 Y	89762.650
基点52	座標 X	- 48599.556
	座標 Y	89766.896
基点53	座標 X	- 48552.765
	座標 Y	89745.591
基点54	座標 X	- 48555.630
	座標 Y	89740.070
基点55	座標 X	- 48556.385
	座標 Y	89738.615
基点56	座標 X	- 48547.060
	座標 Y	89734.295
基点57	座標 X	- 48548.400
	座標 Y	89730.900
基点58	座標 X	- 48545.540
	座標 Y	89725.215
基点59	座標 X	- 48545.285

					座標 Y	89721.670
				基点60	座標 X	- 48551.859
					座標 Y	89715.246
				基点61	座標 X	- 48549.165
					座標 Y	89701.335
				基点62	座標 X	- 48498.896
					座標 Y	89656.579
				基点63	座標 X	- 48439.750
					座標 Y	89626.126

島根県告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、平成17年12月16日に島根県議会で認定された平成16年度島根県歳入歳出決算及び監査委員の意見を次のとおり公表する。

平成18年1月10日

島根県知事 澄 田 信 義

平成16年度島根県歳入歳出決算

一般会計

(単位：円)

歳 入			歳 出		
款	項	収入 済 額	款	項	支出 済 額
1 県 税		57,938,513,872	1 議 会 費		987,151,362
	1 県 民 税	13,808,391,110		1 議 会 費	987,151,362
	2 事 業 税	15,071,684,604	2 総 務 費		41,121,132,251
	3 地 方 消 費 税	7,351,313,640		1 総 務 管 理 費	14,035,476,128
	4 不 動 産 取 得 税	1,214,494,563		2 企 画 費	8,428,317,861
	5 県 た ば こ 税	1,336,844,145		3 徴 税 費	2,613,972,582
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	199,940,025		4 市 町 村 振 興 費	12,870,856,130
	7 自 動 車 税	9,151,420,367		5 選 挙 費	663,903,856
	8 鉱 区 税	2,799,900		6 防 災 費	1,732,628,048
	9 狩 獵 者 登 録 税	0		7 統 計 調 査 費	489,537,770
	11 自 動 車 取 得 税	2,330,066,100		8 人 事 委 員 会 費	110,363,864
	12 軽 油 引 取 税	7,177,673,084		9 監 査 委 員 費	176,076,012
	13 狩 獵 税	47,179,000	3 民 生 費		31,002,394,907

	14 核燃料税	244,745,480		1 社会福祉費	18,756,482,215
	15 旧法による税	1,961,854		2 児童福祉費	9,243,889,139
2 地方消費税 清算金		15,298,443,643		3 生活保護費	2,986,050,488
	1 地方消費税 清算金	15,298,443,643		4 災害救助費	15,973,065
3 地方譲与税		4,529,072,000	4 衛生費		20,693,027,610
	1 所得譲与税	1,274,612,000		1 公衆衛生費	10,396,590,226
	2 地方道路 譲与税	2,939,222,000		2 環境衛生費	354,315,871
	3 石油ガス 譲与税	229,427,000		3 保健所費	1,995,034,921
	4 航空機燃料 譲与税	85,811,000		4 医薬費	1,301,520,204
4 地方特例 交付金		2,078,100,000		5 環境費	1,741,296,797
	1 地方特例 交付金	2,078,100,000		6 病院費	4,904,269,591
5 地方交付税		182,187,796,000	5 労働費		2,945,355,307
	1 地方交付税	182,187,796,000		1 労政費	1,825,564,083
6 交通安全対策 特別交付金		305,192,000		2 職業訓練費	998,089,925
	1 交通安全対策 特別交付金	305,192,000		4 労働委員会費	121,701,299
7 分担金及び 負担金		6,526,065,988	6 農林水産業費		63,036,045,200
	1 分担金	510,059,273		1 農業費	10,702,437,156
	2 負担金	6,016,006,715		2 畜産業費	2,505,520,990
8 使用料及び 手数料		5,646,388,459		3 農地費	27,024,369,037
	1 使用料	4,083,015,191		4 林業費	12,959,001,695
	2 手数料	1,563,373,268		5 水産業費	9,844,716,322
9 国庫支出金		116,371,920,957	7 商工費		50,953,888,677
	1 国庫負担金	30,497,621,362		1 商業費	47,498,603,273
	2 国庫補助金	83,508,634,421		2 工鉱業振興費	2,921,874,506
	3 委託金	2,365,665,174		3 観光費	533,410,898
10 財産収入		1,649,117,364	8 土木費		115,030,661,706
	1 財産運用収入	942,020,016		1 土木管理費	12,574,584,169
	2 財産売払収入	707,097,348		2 道路橋梁費	60,964,694,262

11 寄 附 金		2,135,520	3 河川海岸費	22,200,254,832
	1 寄 附 金	2,135,520		4 港 湾 費
12 繰 入 金		12,826,807,666	5 都市計画費	9,608,558,959
	1 特別会計繰入金	1,829,794,212	6 住宅費	1,133,316,569
	2 基金繰入金	10,997,013,454	9 警察費	22,150,807,372
13 繰 越 金		8,493,208,542	1 警察管理費	20,670,666,522
	1 繰 越 金	8,493,208,542	2 警察活動費	1,480,140,850
14 諸 収 入		59,566,979,140	10 教育費	110,863,227,367
	1 延滞金・加算金及び過料	123,437,267	1 教育総務費	9,693,957,184
	2 県預金利子	11,537,226	2 小学校費	32,244,067,364
	3 公営企業貸付金元利収入	8,388,818	3 中学校費	17,087,220,342
	4 貸付金元利収入	52,020,720,072	4 高等学校費	21,889,212,054
	5 受託事業収入	976,798,392	5 特殊学校費	7,206,951,576
	6 収益事業収入	2,058,581,729	6 大学費	2,654,229,549
	7 利子割精算金収入	2,311,529	7 社会教育費	5,508,224,018
	8 雑 入	4,365,204,107	8 保健体育費	2,307,184,968
15 県 債		119,393,300,000	9 教育文化費	12,272,180,312
	1 県 債	119,393,300,000	11 災害復旧費	2,617,819,125
			1 農林水産施設災害復旧費	812,867,351
			2 公共土木施設災害復旧費	1,786,761,579
			3 文教施設災害復旧費	4,188,700
			4 県有施設等災害復旧費	14,001,495
			12 公債費	106,043,899,274
			1 公債費	106,043,899,274
			13 諸支出金	19,152,179,270
			1 普通財産取得費	31,064,000
			2 ゴルフ場利用税交付金	141,973,627
			3 自動車取得税交付金	1,581,673,000

		4 公 営 企 業 貸 付 金	623,287,788
		5 公 営 企 業 補 助 金	278,155,956
		7 公 営 企 業 出 資 金	380,000,000
		8 利子割交付金	702,860,000
		9 利子割精算金	53,256
		10 特別地方消費 税 交 付 金	936,000
		11 地方消費税 交 付 金	7,670,939,000
		12 地方消費税 清 算 金	7,593,721,643
		13 配当割交付金	69,400,000
		14 株式等譲渡 所得割交付金	78,115,000
	14 予 備 費		0
	1 予 備 費		0
歳 入 合 計	592,813,041,151	歳 出 合 計	586,597,589,428
歳 入 歳 出 差 引 残 額 6,215,451,723 円			

特別会計

島 根 県 用 品 調 達 等 特 別 会 計

(単位：円)

歳 入			歳 出		
款	項	収入 済 額	款	項	支出 済 額
1 用品調達費 収 入		343,908,709	1 用品調達費		325,868,663
	1 用品調達費 収 入	194,677,383		1 用品調達費	194,674,987
	2 自動車管理費 収 入	73,669,533	2 自動車管理費	131,193,676	
	3 繰 入 金	54,631,000	2 電 話 料 金 管 理 費		68,679,408
	4 繰 越 金	20,887,080		1 電 話 料 金 管 理 費	68,679,408
	5 諸 収 入	43,713			
2 電 話 料 金 管 理 費 収 入		68,679,408			
	1 電 話 料 金 管 理 費 収 入	68,679,408			
歳 入 合 計		412,588,117	歳 出 合 計		394,548,071
歳 入 歳 出 差 引 残 額 18,040,046 円					

島 根 県 証 紙 特 別 会 計

歳 入			歳 出		
款	項	収入 済 額	款	項	支出 済 額
1 証 紙 収 入		4,382,530,882	1 一 般 会 計 繰 出 金		4,282,189,256
	1 証 紙 収 入	4,287,139,327		1 一 般 会 計 繰 出 金	4,282,189,256
	2 繰 越 金	95,391,555	2 返 還 金		1,944,565
		1 返 還 金		1,944,565	
歳 入 合 計		4,382,530,882	歳 出 合 計		4,284,133,821
歳 入 歳 出 差 引 残 額 98,397,061 円					

島 根 県 市 町 村 振 興 資 金 特 別 会 計

歳 入			歳 出		
款	項	収入 済 額	款	項	支出 済 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		9,158,520,984	1 市 町 村 振 興 資 金		7,698,804,504
	1 諸 収 入	3,831,483,817		1 総 務 費	500,504
	3 繰 越 金	5,327,037,167		2 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金	6,461,600,000
		4 一 般 会 計 繰 出 金		1,236,704,000	
歳 入 合 計		9,158,520,984	歳 出 合 計		7,698,804,504
歳 入 歳 出 差 引 残 額 1,459,716,480 円					

島 根 県 農 林 漁 業 改 善 資 金 特 別 会 計

歳 入			歳 出		
款	項	収入 済 額	款	項	支出 済 額
1 農 業 改 良 資 金 収 入		110,465,757	1 農 業 改 良 資 金		49,979,936
	2 繰 入 金	7,749,624		1 農 業 改 良 資 金	49,979,936
	3 繰 越 金	61,149,044	2 林 業 改 善 資 金		55,955,810
	4 諸 収 入	33,567,089		1 林 業 改 善 資 金	55,955,810
	5 県 債	8,000,000		3 林 業 就 業 促 進 資 金	
		1 林 業 就 業 促 進 資 金	27,033,000		
2 林 業 改 善 資 金 収 入		123,286,989	4 沿 岸 漁 業 改 善 資 金		52,608,000
	2 繰 入 金	2,565,810			

	3 繰越金	95,060,425	1 沿岸漁業 改善資金	52,608,000
	4 諸収入	25,660,754		
3 林業就業促進 資金収入		33,302,863		
	1 国庫支出金	12,000,000		
	2 繰入金	7,943,000		
	3 繰越金	7,125,856		
	4 諸収入	6,234,007		
4 沿岸漁業改善 資金収入		315,361,778		
	2 繰入金	1,225,000		
	3 繰越金	245,725,097		
	4 諸収入	68,411,681		
歳入合計		582,417,387	歳出合計	185,576,746
		歳入歳出差引残額	396,840,641 円	

島根県身体障害者更生援護特別会計

歳 入			歳 出		
款	項	収入 済 額	款	項	支出 済 額
1 身体障害者 更生援護収入		316,546,550	1 身体障害者 更生援護費		316,042,237
	2 財産収入	40,053,131		1 身体障害者 更生援護費	316,042,237
	3 繰入金	139,981,834			
	4 繰越金	1,216,304			
	5 諸収入	135,295,281			
歳入合計		316,546,550	歳出合計		316,042,237
		歳入歳出差引残額	504,313 円		

島根県母子寡婦福祉資金特別会計

歳 入			歳 出		
款	項	収入 済 額	款	項	支出 済 額
1 母子寡婦福祉 資金収入		427,587,486	1 母子寡婦 福祉資金		175,229,105

	1 繰入金	11,994,535		1 母子寡婦福祉資金	175,229,105
	2 繰越金	215,123,454			
	3 諸収入	200,469,497			
歳入合計		427,587,486	歳出合計		175,229,105
歳入歳出差引残額 252,358,381円					

島根県中小企業近代化資金特別会計

歳入			歳出		
款	項	収入済額	款	項	支出済額
1	中小企業近代化資金収入	4,744,984,337	1	中小企業近代化資金	3,060,663,361
	1 国庫支出金	2,273,000		1 総務費	121,726,738
	2 繰入金	231,174,000		2 中小企業近代化資金貸付金	1,100,420,000
	3 繰越金	2,049,027,516		3 公債費	1,251,533,270
	4 諸収入	2,452,384,821		4 一般会計繰出金	586,983,353
	5 県債	10,125,000			
歳入合計		4,744,984,337	歳出合計		3,060,663,361
歳入歳出差引残額 1,684,320,976円					

島根県立中海水中貯木場特別会計

歳入			歳出		
款	項	収入済額	款	項	支出済額
1	中海水中貯木場収入	359,474,255	1	中海水中貯木場費	354,353,805
	1 使用料及び手数料	20,404,125		1 中海水中貯木場費	354,353,805
	3 繰越金	339,054,254			
	4 諸収入	15,876			
歳入合計		359,474,255	歳出合計		354,353,805
歳入歳出差引残額 5,120,450円					

## 島根県臨港地域整備特別会計

歳 入			歳 出		
款	項	収入済額	款	項	支出済額
1 港湾整備 事業収入		708,786,169	1 港湾整備 事業費		708,786,169
	1 使用料及び 手数料	188,925,010		1 管理費	89,876,998
	3 繰入金	115,278,848		2 港湾建設費	149,017,000
	4 諸収入	3,324,160	3 公債費	469,892,171	
	5 県債	140,000,000	2 漁港整備 事業費		80,000,000
	6 財産収入	172,548,354		1 漁港建設費	80,000,000
	7 繰越金	13,500,000			
	8 借入金	75,209,797			
2 漁港整備 事業収入		80,000,000			
	1 県費	80,000,000			
歳入合計		788,786,169	歳出合計		788,786,169
歳入歳出差引残額			0円		

## 島根県流域下水道特別会計

歳 入			歳 出		
款	項	収入済額	款	項	支出済額
1 宍道湖流域下 水道事業収入		5,071,985,059	1 宍道湖流域 下水道事業費		3,690,450,187
	1 分担金及び 負担金	1,970,545,188		1 流域下水道 管理費	1,298,279,184
	2 国庫支出金	638,600,000		2 流域下水道 建設費	1,096,720,438
	3 繰入金	976,029,394		3 公債費	1,030,114,565
	4 借入金	60,413,995	6 借入金償還金	265,336,000	
	5 繰越金	1,163,805,583			
	6 諸収入	62,421,427			
	7 県債	200,000,000			
8 使用料及び 手数料	169,472				
歳入合計		5,071,985,059	歳出合計		3,690,450,187
歳入歳出差引残額			1,381,534,872円		

島 根 県 営 住 宅 特 別 会 計

歳 入			歳 出		
款	項	収入 済 額	款	項	支出 済 額
1 県 営 住 宅 事 業 収 入		2,930,857,497	1 県 営 住 宅 事 業 費		2,841,372,478
	2 使 用 料 及 び 手 数 料	1,243,925,396		1 住 宅 管 理 費	836,175,299
	3 国 庫 支 出 金	966,305,000		2 住 宅 建 設 費	916,910,900
	4 財 産 収 入	92,103,165	3 公 債 費	1,088,286,279	
	5 繰 入 金	164,442,546			
	6 繰 越 金	12,359,349			
	7 諸 収 入	6,170,976			
	8 県 債	441,000,000			
	9 借 入 金	4,551,065			
歳 入 合 計		2,930,857,497	歳 出 合 計		2,841,372,478
歳 入 歳 出 差 引 残 額			89,485,019 円		

平成16年度島根県歳入歳出決算について監査委員の審査意見

1 審査の結果

(1) 決算計数の確認

平成16年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書等は、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、その計数は正確であることを確認した。

(2) 決算の概要

平成16年度の決算の状況は次のとおりである。

一般会計の歳入決算額は5,928億1,304万1,151円で、歳出決算額は5,865億9,758万9,428円であり、歳入歳出の差引額は62億1,545万1,723円であった。

さらに、これから翌年度へ繰り越すべき財源の41億6,308万3,650円を差し引いた実質収支額は20億5,236万8,073円の黒字であった。

特別会計は11の会計があるが、各会計を単純に合算した歳入決算額は291億7,627万8,723円で、歳出決算額は237億8,996万484円であり、歳入歳出の差引額は53億8,631万8,239円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源の2,523万9,000円を差し引いた実質収支額は53億6,107万9,239円の黒字であった。

(単位：円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計
歳 入 決 算 額	592,813,041,151	29,176,278,723
歳 出 決 算 額	586,597,589,428	23,789,960,484

歳入歳出差引額	6,215,451,723	5,386,318,239
翌年度へ繰り越すべき財源	4,163,083,650	25,239,000
実質収支額	2,052,368,073	5,361,079,239

## (3) 財政の運営状況

平成16年度の財政運営の状況について、一般会計と特別会計（流域下水道特別会計など3つの準公営企業会計を除く。）を合算し、各会計間の重複を調整した県全体の純計決算額である普通会計の決算状況は、次のとおりである。

## ア 収支状況

歳入総額は、5,896億5,167万円余と前年度に対し5.3%の減、歳出総額は、5,794億7,627万円余で前年度に対し4.4%の減となった。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、101億7,539万円余であり、翌年度繰越財源の81億7,792万円余を差し引いた実質収支は、19億9,746万円余の黒字であった。

実質収支から前年度実質収支額19億1,146万円余を差し引いた単年度収支は、8,600万円余の黒字となった。

単年度収支に公債費を任意に繰上げ償還した32億1,267万円余を加えた実質単年度収支は、32億9,867万円余の黒字であり、前年度に対し5億5,862万円余増加した。

(単位：千円・%)

区 分	平成16年度 (A)	平成15年度 (B)	増 減 額 (C) = (A) - (B)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入 総 額	589,651,674	622,690,444	33,038,770	5.3
歳 出 総 額	579,476,279	606,106,854	26,630,575	4.4
形 式 収 支 = -	10,175,395	16,583,590	6,408,195	38.6
翌 年 度 繰 越 財 源 額	8,177,926	14,672,122	6,494,196	44.3
実 質 収 支 = -	1,997,469	1,911,468	86,001	4.5
単 年 度 収 支 = - H15	86,001	540,050	454,049	84.1
財 政 調 整 基 金 積 立 額	913	1,197	284	23.7
公 債 費 繰 上 償 還 額	3,212,677	2,200,000	1,012,677	46.0
財 政 調 整 基 金 取 崩 額	913	1,197	284	23.7
実 質 単 年 度 収 支 = + + -	3,298,678	2,740,050	558,628	20.4

## イ 歳入の状況

県税は656億4,323万円余であり、前年度に対し2億8,488万円余（0.4%）の減となった。

これは、長引く景気の低迷による法人2税（法人事業税・法人県民税）5億32万円余の減や個人県民税4億923万円余の減などによるものである。

地方譲与税は45億2,907万円余であり、前年度に対し15億3,898万円余（51.5%）の増となった。

これは、国庫補助負担金の見直しにともなう代替措置として平成16年度に創設された所得譲与税12億7,461万円余の増などによるものである。

地方特例交付金は20億7,810万円であり、前年度に対し8億5,335万円余（69.7%）の増となった。

これは、国庫補助負担金の見直しにともなう代替措置として平成16年度に創設された税源移譲予定特例交付金14億7,022万円余の増などによるものである。

地方交付税は1,821億8,779万円余であり、前年度に対し85億8,548万円（4.5%）の減となった。

これは、国の地方財政対策の結果によるものである。

分担金、負担金は67億5,641万円余であり、前年度に対し17億6,021万円余（20.7%）の減となった。

これは、公共事業費の縮減に伴う市町村負担金の減などによるものである。

国庫支出金は1,085億1,110万円余であり、前年度に対し157億6,473万円余（12.7%）の減となった。

これは、公共事業費の縮減に伴う関連補助金85億2,400万円余の減、義務教育費国庫負担金の一般財源化等に伴う19億4,636万円余の減などによるものである。

繰入金は112億7,016万円余であり、前年度に対し61億3,670万円余（35.3%）の減となった。

これは、減債基金の取り崩し額70億8,642万円余の減などによるものである。

地方債は1,172億8,042万円余であり、前年度に対して53億6,627万円余（4.4%）の減となった。

これは、財政健全化債の新たな発行が74億6,500万円あったものの、臨時財政対策債が126億700万円減少したことなどによるものである。

## ウ 歳出の状況

### ㊦ 目的別歳出の状況

総務費は419億5,173万円余で、前年度に対し88億1,151万円余（26.6%）の増となった。

これは、市町村合併に伴う合併市町村支援交付金の増などによるものである。

農林水産業費は625億8,924万円余で、前年度に対し110億8,629万円余（15.0%）、土木費は1,130億4,637万円余で、前年度に対し175億1,341万円余（13.4%）それぞれ減となった。

これは、いずれも公共事業費の縮減などによるものである。

公債費は1,056億6,104万円余で、前年度に対し21億8,888万円余（2.0%）の減となった。

これは、借換債の発行により公債費負担を抑制したことなどによるものである。

### ㊧ 性質別歳出の状況

人件費は1,313億6,298万円余であり、前年度に対し39億7,305万円余（2.9%）の減となった。

これは、職員給与の削減などによるものである。

義務的経費である扶助費は88億6,037万円余であり、前年度に対し9億3,063万円余（11.7%）の増となった。

これは、知的障害者支援費6億9,700万円余の増などによるものである。

投資的経費である普通建設事業費は1,796億6,344万円余であり、前年度に対し168億2,143万円余（8.6%）の減となった。

これは、補助公共事業費133億3,900万円余の減などによるものである。

貸付金は611億6,903万円余であり、前年度に対し29億5,855万円余（5.1%）の増となった。

これは、市町村合併等に伴う市町村振興資金貸付金20億5,200万円の増などによるものである。

## エ 財政分析指標等の状況

普通会計の決算の状況を主な財政分析指標等でみると次のとおりである。

財政力指数（H14～H16平均）

本県は0.20349で、前年度より0.00084ポイント低下した。全国では高い方から47番目である。

#### 経常収支比率

本県は91.0%で全国では低い方から17番目であるが、前年度に比べ4.2ポイント上昇しており、一段と財政構造の硬直化が進んでいる。

#### 一般財源比率

本県は43.2%で全国で高い方から45番目である。前年度に比べ1.4ポイント上昇したが、全国平均51.6%に比べると財政の自主性は低い。

#### 公債費負担比率

本県は31.3%で全国で低い方から47番目である。前年度より1.6ポイント上昇しており、財政硬直化の大きな原因となっている。

#### 起債制限比率

本県は17.1%と全国で低い方から45番目である。前年度に比べ0.5ポイント上昇しており、警戒ラインとされる15%を超えた状況が続いている。

#### 地方債残高

特定資金公共投資事業債（NTT債）を除いた地方債残高は、1兆493億3,681万円余と前年度に対し309億8,901万円余（3.0%）の増となり、歳出決算額の1.8倍の大きな額となっている。

県民一人当たりで試算すると、前年度より4万円増加し137万円余（全国平均72万円）の負担となり、全国で最も高い状況が続いている。

#### 財政調整基金等の残高

財政調整基金が46億5,240万円余、減債基金が638億1,476万円余、大規模事業等基金が81億2,626万円余と3基金総額で765億9,343万円余となり、前年度に対し59億6,288万円余減少した。

### 財 政 分 析 指 標 等 の 状 況

指 標	単位	島 根 県				全 国 平 均	
		H16	順位	H15	順位	H16	H15
財 政 力 指 数	-	0.20349	47	0.20433	46	0.41125	0.40786
経 常 収 支 比 率	%	91.0	17	86.8	14	92.4	89.1
一 般 財 源 比 率	%	43.2	45	41.8	46	51.6	51.4
公 債 費 負 担 比 率	%	31.3	47	29.7	47	22.3	22.0
起 債 制 限 比 率	%	17.1	45	16.6	45	12.6	12.5
県民1人当たり地方債残高	千円	1,378	47	1,338	47	720	605

注：順位は、良好な状況の順である。

#### [ 参 考 ]

財政力指数：基本的な財政需要額に対する基本的な収入の割合により、財政の自主性、自由度を測る指標であり、指数が高いほど財政に自主性があるといえる。

経常収支比率：地方税や地方交付税といった経常一般財源が、人件費や公債費などの経常経費にどの程度充当されているかをみるもので、財政構造の弾力性を判断する指標である。この率が低いほど財政構造に弾力性があるといえる。

一般財源比率：総収入額に占める地方税や地方交付税などの使途が指定されていない一般財源の割合で、率

が高いほど財政運営の自主性が確保されている。

公債費負担比率：地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度公債費に充当されているかをみることによって、公債費にかかる財政負担の大きさを判断する指標であり、率が低いほど財政負担が小さいといえる。

起債制限比率：地方債元利償還金に充当された一般財源のうち地方交付税で措置されるものを除いたものの標準財政規模（元利償還金のうち交付税措置額を除く。）に対する割合で、交付税措置を加味した公債費による財政負担の実質的な度合いを判断する指標である。この値が20%を超えると、一般単独事業債などの起債が制限されることとなる。

## 2 審査意見

### (1) 財政運営についての意見

平成16年度決算審査を行った結果、財政の運営状況でも触れたように、県税収入の伸び悩みや、地方交付税の大幅減による歳入の減少と、1千億円を上回る公債費の歳出とが財政運営を圧迫しており、経常収支比率は危険ラインとされる90%を超え91.0%となり、起債制限比率も警戒ラインとされる15%を上回った状態で引き続き上昇し17.1%となるなど、県財政は一段と硬直化し、極めて厳しい状態が続いている。

また、いわゆる「地財ショック」の影響をまともに受け、その結果、歳入歳出の構造的な財源不足が約450億円に拡大することが明らかとなり、このまま推移すれば、平成18年度には財政再建団体への転落が避けられない状況となったことから、平成16年10月に「中期財政改革基本方針」を策定し、おおむね10年後における収支均衡体質への転換を視野に、当面、平成16年度から平成18年度までの3か年間に於いて、300億円程度を圧縮することとされたところである。

このため、平成17年度においては、人件費総額の抑制や公共事業費を始めとする各種事業費の削減などにより、収支不足が200億円台半ばまで圧縮される見込みとなったところである。さらに、平成18年度当初予算編成方針においても、100億円程度の収支改善を図ることとされたところである。

今後は、「中期財政改革基本方針」で示された改革の視点に基づき、徹底した行政コストの削減や事務事業の見直し、県税の確保や受益者負担の適正化などによって財源を捻出するとともに、行政評価による検証を通してこれまで以上に「施策の選択と集中」を徹底し、限られた行政資源を適切に配分するなど、より効率的かつ効果的な行財政運営に取り組まれない。

また、「三位一体の改革」が進められているが、財政基盤の脆弱な本県にあっては、特に地方交付税について必要な総額の確保や、財政力格差を是正するための財源調整機能の強化、標準的な行政サービス水準の確保を図るための財源保障機能の堅持などについて引き続き国に対し積極的に働きかけられたい。

なお、市町村合併の進展に伴い、県と市町村との新たなパートナーシップを築く必要がある。そのため、市町村と県との役割分担を見直し、住民の利便性が向上するもの、市町村において一連の事務が完結するものなどについては、積極的に権限移譲を進められたい。

### (2) 会計、財産管理事務についての意見

平成16年度における会計及び財産管理等の事務については、全体としておおむね適正に処理されていると認められたが、次の点について特に留意し、適正な措置を講じられたい。

#### 収入未済額の縮減について

平成16年度の収入未済額は、現年度分4億3,650万円余、過年度分18億3,302万円余、総額22億6,953万円余で、前年度と比較して583万円余（0.3%）減少している。

収入未済額の主なものは、次のとおりである。

#### ア 県税

県税については、加算金を含め総額で12億8,494万円余の収入未済額があるが、納税窓口の時間延長や年末の12月を滞納整理強化月間に指定するなど、収納の確保に取り組んだことにより、前年度に比べると119万円余減少し、徴収率も対前年度比0.1%上昇している。

しかしながら、法人事業税及び自動車税の収入未済額については、合わせて 5 億2,518万円余で対前年度比8.2%増加している。

今後とも、収入未済額の縮減に向け、課税客体の把握の徹底や、差押・公売を中心とした滞納処分の実施などの取り組みを一層強化されたい。

(単位：千円・%)

区 分	14年度	15年度	16年度	増減( )額	増減率
調 定 額	64,035,327	61,279,269	59,387,026	1,892,243	3.1
収 入 済 額	62,457,893	59,757,661	57,965,811	1,791,850	3.0
個人県民税	10,208,000	9,791,416	9,382,185	409,231	4.2
法 人 事 業 税	15,198,545	14,610,702	14,309,496	301,206	2.1
自 動 車 税	9,546,519	9,347,620	9,151,420	196,200	2.1
そ の 他	27,504,829	26,007,923	25,122,710	885,213	3.4
不 納 欠 損 額	94,117	235,465	136,268	99,197	42.1
収 入 未 済 額	1,483,317	1,286,143	1,284,947	1,196	0.1
個人県民税	560,736	542,523	523,183	19,340	3.6
法 人 事 業 税	125,204	151,048	175,779	24,731	16.3
自 動 車 税	290,323	334,138	349,402	15,263	4.6
そ の 他	507,054	258,434	236,583	21,851	8.5
徴 収 率	97.5	97.5	97.6		

注：1 調定額及びその他には加算金を含む。

2 増減額及び増減率は、16年度の対15年度比である。

#### イ 中小企業近代化資金貸付金

中小企業近代化資金貸付金元利収入については、5 億3,226万円余の収入未済額があり、前年度に比べ2.6%減少しているものの、依然として徴収率の改善は見られない。

については、債権管理マニュアルの一層の充実を図るなど、今後とも債権回収に向け全力を傾けられたい。

(単位：千円・%)

区 分	14年度	15年度	16年度	増減( )額	増減率
貸 付 金					
件 数	494	212	140	72	-
元利収入					
調 定 額	4,314,315	3,162,393	3,918,922	756,529	23.9
収 入 済 額	3,962,641	2,615,850	2,452,385	163,465	6.2
不 納 欠 損 額	-	-	934,276	934,276	皆 増

収入未済額	351,674	546,543	532,261	14,282	2.6
現年度分	109,878	254,331	1,600	252,731	99.4
過年度分	241,796	292,212	530,661	238,449	81.6
徴収率	91.8	82.7	62.6		

注：1 16年度の不納欠損は、会社更生法による財産整理に伴い債権放棄したことによるもので、後年度償還に係る債権を含む。

2 不納欠損額を除いた場合の16年度の徴収率は、82.2%である。

ウ 母子・寡婦福祉資金貸付金

母子・寡婦福祉資金貸付金元利収入については、1億6,622万円余の収入未済額があり、対前年度比1.7%減少しているものの、徴収率は年々低下している。

平成17年度の組織改正により、償還業務が本庁、西部福祉事務所に集約されたことから、債権回収が一層困難となることが懸念される。

については、徴収率の目標を設定し、それに向け、より一層効率的、効果的な債権回収に努められたい。

(単位：千円・%)

区 分		14年度	15年度	16年度	増減( )額	増減率
貸付金 元利収入	件 数	46,208	44,395	40,997	3,398	-
	調 定 額	411,192	383,476	367,594	15,882	4.1
収入済額		230,210	213,248	200,469	12,779	6.0
不納欠損額		1,046	1,071	904	167	15.6
収入未済額		179,936	169,156	166,221	2,935	1.7
	現年度分	21,075	18,763	19,714	951	5.1
	過年度分	158,861	150,393	146,507	3,886	2.6
徴収率		56.0	55.6	54.5		

エ まとめ

以上、収入未済額の縮減は、厳しい財政状況の中において財源確保を図る上から喫緊の課題であり、公平負担の観点から、所管部局においては、まず新たな未収金を発生させないよう初期段階での迅速な対応を図るとともに、滞納実態に応じ、法的措置を含め適切な債権回収を一層強化されたい。

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成18年1月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県水産業は、海面漁業生産量で12万 4 千トン、生産額で235億円の漁獲実績を有し、漁業就業者は4,200人となっている（平成15年）。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも持続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第 2 分支流が、沿岸域には第 1 分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であったまいわし資源が急激に減少し、また、かれい類等の漁業経営上重要な資源についても低水準又は減少傾向にあり、従来からの漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等より適切な保存管理措置の実施が必要となってきている。

(3) 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（以下「法」という。）第 2 条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第 3 条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産試験場を中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

第一種特定海洋生物資源の種類	平成17年 1月から12月（ずわいがにについては平成17年 7月から平成18年 6月）の知事管理量	平成18年 1月から12月（ずわいがにについては平成18年 7月から平成19年 6月）の知事管理量
まいわし	若干	若干
まさば及びごまさば	8,000トン	14,000トン
まあじ	34,000トン	40,000トン
するめいか	若干	若干
ずわいがに	若干	若干

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第一種特定海洋生物資源の種類	第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	平成17年1月から12月の知事管理量	平成18年1月から12月の知事管理量
まいわし	中型まき網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	7,000トン	13,000トン
まあじ	中型まき網漁業	32,000トン	37,000トン

#### 4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

- (1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。
- (2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

##### 【まいわし、まさば及びごまさば又はまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

##### 【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

##### 【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

#### 5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取り組みを強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進める。